

原 著

全国の市町村における子ども食堂の数に関連する社会的な要因の特定—15歳未満人口，家庭環境，経済的要因との関連について

江 原 朗

要旨：【背景】児童虐待の早期発見や地域社会での見守りの拠点として「子ども食堂」が注目されている。こうした食堂の都市部への集中が広島県では示されたが，全国的な傾向は不明である。【方法】NPO法人全国こども食堂支援センター むすびえが収集した全国の子ども食堂の数に関する資料を入手し，15歳未満人口，低所得世帯の割合，単親世帯の割合，現住地への転居後1年未満の割合，地方，自治体の規模によって各市町村の子ども食堂数を重回帰分析で説明した。【結果】15歳未満人口，低所得世帯の割合と子ども食堂数との間には正の相関が見られた。また，地方間では近畿地方に，自治体規模では政令指定都市・東京23区に子ども食堂が多い傾向が見られた。【考察】子ども食堂の活動は，都市部における低所得世帯への働き掛けが主体であることがうかがえた。【結論】子ども食堂は，全国的に都市部に集中しており，低所得世帯の割合が高い自治体で多い傾向が見られた。

キーワード：子ども食堂，貧困，見守り，所得格差

はじめに

日本の10代の死亡率は世界と比べて低く，10歳の子どものが以後10年間で死亡する割合は人口千人当たり1人と報告されている¹⁾。死亡数(率)は少ないものの，死因の首位は10～14歳，15～19歳のどちらにおいても「自殺」であり²⁾，社会的な介入の必要性がうかがえる。

15歳以上であれば就職などにより自らの環境を変えることも可能であるが，小中学生では困難である。ローティーンの子どものたちに対しては，社会からの孤立を防ぐためにも地域における見守りが特に必要である。

現在，児童虐待の早期発見や地域における子どものたちの見守りの拠点として「子ども食堂」が注目されている³⁾。子ども食堂とは，子ども

が1人でも行ける無料または低額の食堂で，民間の自主的・自発的な取り組みであり，その数は2021年12月には全国で6,000，2022年12月には7,000を超えている⁴⁾。

筆者は広島県における子ども食堂の実態を解析し，こうした食堂が都市部に偏在していることを明らかにしてきた⁵⁾が，広島県の解析結果を全国に普遍化できるかは不明である。つまり，全国的に子ども食堂の都市部への偏在やその地方間格差はあるのか，貧困対策として機能しているのかなどは明らかではない。そこで本研究では，全国の世帯構成，世帯の経済状況，地方や人口規模などによって，市町村における子ども食堂数がどう変化するのかを重回帰分析によって説明することにした。

I. 資料と方法

子ども食堂の開催には保健所による開設許可などが必要ないため，一定の施設基準を満たし

えはら・あきら：広島国際大学健康科学部医療経営学科教授

た子ども食堂が全国に何か所あるのか、行政機関は公的資料を有していない。そこで、NPO法人全国子ども食堂支援センター むすびえから「2021年子ども食堂全国箇所数調査（市町村別一覧）」⁴⁾の提供を受け、全国の市町村、東京23区（市と読み替え）を単位として、合計1,741自治体を解析対象とした。

子ども食堂の数を説明する要因は、15歳未満人口⁶⁾、単親（父子・母子）世帯の割合⁷⁾、現住地へ転居後1年未満世帯の割合⁸⁾、2人以上世帯のうち年間可処分所得が年間100万円、150万円、200万円未満である世帯の割合、地方（全国8地方：北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州・沖縄）、自治体規模〔4分類：政令指定都市・東京23区、中核市、その他の市、郡部（町村）〕とした⁹⁾。3つの年間可処分所得を解析対象としたのは、等価可処分所得から見た貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）が2018（平成30）年には127万円とされている¹⁰⁾ためである。なお年間可処分所得については、人口15万人以上の都市については記載があるものの、それ以外の市町村の記載はない。そこで、人口15万人未満の市町村については、都道府県内の各経済圏の値から圏域内の15万人以上の都市の値を除外して各市町村に当てはめることにした。

統計解析は重回帰分析を行い、 $p < 0.05$ の場合に有意とした。解析はSPSS Ver.23を用いた。なお、分散拡大係数（VIF）が10を超える場合には独立要因ではないと判断し、解析から当該要因を除外した。

本研究では、個人情報扱っていないが、「広島国際大学人を対象とする生命科学・医学系研究倫理委員会」に諮問し、倫理審査が不要との判断を受けた（倫21-024、2021年11月22日、2022年12月7日）。

II. 結果

2021年現在の地方・自治体の規模ごとの子

ども食堂の所在する市町村の割合を表1に示す。政令指定都市・東京23区、中核市では、すべての自治体に子ども食堂が所在していた（四国には政令指定都市がない）。その他の市においては、子ども食堂がある割合は86%（613/710 全国値）であったが、地方間では66%（21/32 北海道）～98%（91/93 近畿）とばらつきが見られた。また、郡部（町村）に子ども食堂が所在する割合は33%（305/926 全国値）であったが、地方間で23%（33/144 北海道、34/150 東北）～46%（26/57 四国）とばらつきが見られた。

地方・自治体の規模ごとに子ども食堂の総数を見ると（表1）、所在する市町村が確認できた全国5,916の子ども食堂のうち、関東（1,733）と近畿（1,294）の2地方に過半数（合計3,027）が所在していた。さらに15歳未満人口に対する子ども食堂数の値は、政令指定都市・東京23区（0.43か所/15歳未満人口千人、全国値）で最も高かった。しかし、地方間で見ると、関東、近畿では政令指定都市・東京23区において最高値が見られたのに対し、東北では中核市、中国、四国、九州・沖縄ではその他の市、北海道および中部では郡部（町村）に最高値が存在した（表1）。

年間可処分所得に関しては、鳥取市とA東部経済圏の世帯数の値が同一であった⁹⁾ため、A東部経済圏の値は鳥取市の値として解析し、この圏域に子ども食堂がある3町を除外した全国1,020市町村の重回帰分析を行った。

市町村の子ども食堂数を推定する重回帰分析の式は表2のように設定した。低所得世帯を「年間可処分所得200万円未満の2人以上世帯」と定義したときに、市区町村の子ども食堂数を15歳未満人口、世帯の状況、自治体規模、地方により説明した重回帰分析の結果を表3に示す。市町村の子ども食堂数のばらつきの76%（決定係数 $R^2 = 0.76$ ）をこれらの要因で説明することができた。なお、VIFが10を超える要因はな

表1 2021年現在の子ども食堂が所在した市町村, および自治体種別の子ども食堂数 (所在市町村が確認されたもののみ, 東京23区はそれぞれ市として扱った)

地方		政令指定都市・ 東京23区	中核市	その他の市	郡部(町村)	総計	
						数	割合
北海道	子ども食堂のある市町村数/総市町村数	100% (1/1)	100% (2/2)	66% (21/32)	23% (33/144)	32% (57/179)	
	子ども食堂数	88	24	73	49	234	
	子ども食堂数/総市町村	0.41	0.41	0.39	<u>0.51</u>	0.42	
	15歳未満人口千人					4%	
東北	子ども食堂のある市町村数/総市町村数	100% (1/1)	100% (8/8)	82% (56/68)	23% (34/150)	44% (99/227)	
	子ども食堂数	49	101	153	43	346	
	子ども食堂数/総市町村	0.38	<u>0.39</u>	0.37	0.28	0.36	
	15歳未満人口千人					6%	
関東	子ども食堂のある市町村数/総市町村数	100% (28/28)	100% (11/11)	86% (141/164)	35% (39/113)	69% (219/316)	
	子ども食堂数	828	152	682	71	1,733	
	子ども食堂数/総市町村	<u>0.40</u>	0.27	0.31	0.37	0.34	
	15歳未満人口千人					29%	
中部	子ども食堂のある市町村数/総市町村数	100% (4/4)	100% (11/11)	86% (140/163)	37% (62/167)	63% (217/345)	
	子ども食堂数	162	141	436	89	828	
	子ども食堂数/総市町村	0.30	0.29	0.29	<u>0.36</u>	0.30	
	15歳未満人口千人					14%	
近畿	子ども食堂のある市町村数/総市町村数	100% (4/4)	100% (14/14)	98% (91/93)	38% (33/87)	72% (142/198)	
	子ども食堂数	513	272	447	62	1,294	
	子ども食堂数/総市町村	<u>0.72</u>	0.41	0.48	0.49	0.53	
	15歳未満人口千人					22%	
中国	子ども食堂のある市町村数/総市町村数	100% (2/2)	100% (6/6)	85% (39/46)	28% (15/53)	58% (62/107)	
	子ども食堂数	74	70	186	31	354	
	子ども食堂数/総市町村	0.29	0.32	<u>0.53</u>	0.38	0.40	
	15歳未満人口千人					6%	
四国	子ども食堂のある市町村数/総市町村数	—	100% (3/3)	94% (33/35)	46% (26/57)	65% (62/95)	
	子ども食堂数	—	84	137	39	260	
	子ども食堂数/総市町村	—	0.55	<u>0.66</u>	0.63	0.62	
	15歳未満人口千人					4%	
九州・沖縄	子ども食堂のある市町村数/総市町村数	100% (3/3)	100% (7/7)	84% (92/109)	41% (63/155)	60% (165/274)	
	子ども食堂数	140	178	427	122	867	
	子ども食堂数/総市町村	0.34	0.50	<u>0.51</u>	0.44	0.46	
	15歳未満人口千人					15%	
総計	子ども食堂のある市町村数/総市町村数	100% (43/43)	100% (62/62)	86% (613/710)	33% (305/926)	59% (1,023/1,741)	
	子ども食堂数	1,854	1,022	2,541	499	5,916	
	子ども食堂数/総市町村	<u>0.43</u>	0.37	0.38	0.41	0.40	
	15歳未満人口千人					100%	

子ども食堂数/総市町村15歳未満人口千人：各地方・自治体種別の15歳未満人口千人当たりの子ども食堂数。

下線は、子ども食堂数/総市町村15歳未満人口千人の値の各地方の最大値。

表2 重回帰分析による市町村の子ども食堂数の推定式

市町村の子ども食堂数
= B_0 (定数)
+ $B_1 \times$ (15歳未満人口千人)
+ $B_2 \times$ [単親(父子・母子)世帯の割合, %]
+ $B_3 \times$ (転居後1年未満世帯の割合, %)
+ $B_4 \times$ (年間可処分所得200万円未満の2人以上世帯の割合, %)
+ 自治体規模による定数
・「その他の市」: 0 (基準値)
・「政令指定都市・東京23区」: B_5
・「中核市」: B_6
・「郡部(町村)」: B_7
+ 地方による定数
・関東: 0 (基準値)
・北海道: B_8
・東北: B_9
・中部: B_{10}
・近畿: B_{11}
・中国: B_{12}
・四国: B_{13}
・九州・沖縄: B_{14}

く、各要因は独立していると判断した。

15歳未満人口や低所得世帯(年間可処分所得200万円未満の2人以上世帯)の割合と子ども食堂数との間に有意な正の相関(それぞれ $p < 0.001$)が見られた。しかし、単親(父子・母子)世帯の割合、転居後1年未満の世帯の割合と子ども食堂数との間には有意な相関を認めなかった。

地方別に見ると、関東と比べて近畿では子ども食堂数が有意に多かった($p < 0.001$)。さらに自治体規模間で比較すると、その他の市に比べて政令指定都市・東京23区における子ども食堂数が有意に多い傾向が認められた($p < 0.001$)。

子ども食堂数およびすべての要因を平均0、分散1に変換して標準化偏重回帰係数(β)を計算し、各要因が持つ影響力の強さを比較したところ(表3)、最も影響力が大きかった(β 値の絶対値が最大)のは15歳未満人口千人(β 値0.778)であり、次いで政令指定都市・東京23

区(β 値0.125)の順であった。一方、低所得世帯の占める割合の β 値は有意ではあるものの0.076と小さかった。

低所得世帯を「年間可処分所得100万円未満ないし150万円未満の2人以上世帯」とした解析においても、子ども食堂数に有意な相関を持つ要因は200万円未満とした場合と同様であった。

III. 考察

これまで筆者は広島県の子ども食堂の解析から、人口当たり子ども食堂数が大都市では多く、郡部では少ないことを報告した⁵⁾。今回の解析では、こうした知見が全国にも普遍化できるかどうかを検討し、以下のような知見を得られた。

(1) 全国でも広島県と同様に都市部への子ども食堂の偏在が見られた

15歳未満人口の影響を除いても、政令指定都市・東京23区では子ども食堂数が有意に多い傾向が見られた(表3)。また、15歳未満の人口に対する子ども食堂数も全国値では政令指定都市・東京23区において最も高かった(表1)。しかし、この値が最高値を示したのは、関東や近畿では政令指定都市・東京23区であったが、他の地方ではそれよりも小規模な自治体であった。

子ども食堂は、2012年に東京都大田区で産声を上げたと言われる¹¹⁾が、こうした歴史的な背景が都市部を中心とした子ども食堂の所在に影響を与えているのかもしれない。一方、関東、近畿以外では、15歳未満人口に対する子ども食堂数が小規模な自治体で最高値を示した理由は不明である。地方の小都市では地縁が残っており、地域における子どもの見守りが機能しているのかもしれない。

また、地方間で子ども食堂数を比較すると、関東と比べて近畿では子ども食堂数が有意に多かった(表3)。これは15歳未満人口の影響を

表3 市町村における子ども食堂数に関する重回帰分析（年間可処分所得200万円未満の2人以上世帯対象）

	非標準化偏回帰係数			標準化偏回帰係数 (β)	有意確率
	係数	推定値	標準誤差		
(定数)	B ₀	-1.788	1.031		0.083
15歳未満人口千人	B ₁	0.348	0.010	0.778	<0.001
単親（父子・母子）世帯の割合	B ₂	-0.406	0.506	-0.016	0.422
転居後1年未満世帯の割合	B ₃	-0.009	0.142	-0.001	0.951
年間可処分所得200万円未満の2人以上世帯の割合	B ₄	0.223	0.059	0.076	<0.001
自治体規模：その他の市を基準					
政令指定都市・東京23区	B ₅	7.832	1.406	0.125	<0.001
中核市	B ₆	-0.059	0.919	-0.001	0.949
郡部（町村）	B ₇	0.026	0.461	0.001	0.955
地方：関東を基準					
北海道	B ₈	0.808	1.015	0.015	0.426
東北	B ₉	0.833	0.786	0.020	0.290
中部	B ₁₀	0.422	0.612	0.014	0.491
近畿	B ₁₁	3.683	0.704	0.102	<0.001
中国	B ₁₂	1.741	0.938	0.032	0.064
四国	B ₁₃	1.399	0.989	0.027	0.158
九州・沖縄	B ₁₄	1.255	0.799	0.037	0.117

R²（決定係数）0.76, Durbin-Watson比 1.74.
分散拡大係数（VIF）が10を超える要因はなかった。

除外した値であり、その原因を明らかにすることはできなかった。しかし、関東よりも近畿のほうが地域社会のつながりが強く、子どもたちへの地域社会での見守りの運動が活発化しやすいのかもしれない。

(2) 単親（父子・母子）世帯や転居後間もない世帯

の割合は子ども食堂の数に影響を与えない

転居間もない世帯の割合や単親（父子・母子）世帯の割合と子ども食堂数の間に相関は見られなかった。子ども同士で誘い合って子ども食堂を利用することも多いと思われ、子どもが属する世帯の特徴はその利用に影響を与えないのかもしれない。

(3) 影響は弱いながらも低所得世帯の割合が高い

市町村では子ども食堂数が有意に多い

広島県での解析では、子ども食堂数と低所得世帯の関係を問うことはなかったが、本研究では世帯の経済的な要因も加味して解析を行った。2人以上の世帯における年間可処分所得と子ども食堂数との関係は、低所得世帯の割合が

高い市町村で子ども食堂数が多い傾向が見られた。もちろん、都市部と地方では所得の高低差はある⁹⁾ため単純な比較はできないが、子ども食堂の趣旨の1つである貧困対策³⁾を具体的な数値として表していると考えても問題なさそうである。

(4) 本研究では子ども食堂の開催頻度を解析していないが、子ども食堂は栄養の補給が主たる目的ではない可能性がある

本調査では子ども食堂の開催頻度の解析は行っていない。しかし、広島県の解析では開催頻度の最頻値は月1回であることが判明している⁵⁾。広島県のこの解析では、一部において子ども食堂の貧困対策としての側面が示唆された。しかし、全国的にも子ども食堂の開催頻度が広島県と同様であった場合、貧困世帯の子どもたちへの栄養補給を子ども食堂に期待することは難しい。あくまでも、子どもたちの見守りと児童虐待の早期発見がその主たる目的になると思われる。

(5) 本研究で使用した資料の限界

本研究には、使用した資料に由来する以下のような測定誤差が存在する。

- ・子ども食堂の公的な施設基準がなく、保健所等による開設許可も必要ないため、実数を把握することが難しい。このため、NPO 法人全国子ども食堂支援センター むすびえが収集した資料に掲載されていない子ども食堂が存在している可能性を否定できない。
- ・単親（父子・母子）世帯や転居後1年未満の世帯の割合は、2020年国勢調査における各市町村における割合にすぎない。したがって、子ども食堂利用者が属する世帯を反映していない可能性もある。
- ・年間可処分所得は各市町村の2人以上世帯のものにすぎず、子ども食堂利用者が属する世帯を反映していない可能性もある。

(6) 医療者は子ども食堂にどのように関わるべきか

子ども食堂は保健所の開設許可等は必要ない。しかし、食品を扱う以上、食中毒の予防や食物アレルギー対策などにおいて医学的な支援が必要である。また、子どもたちの見守りに関して、傾聴の方法を指導することなども必要となろう。

特に、10代の死因の首位が自殺である²⁾ため、社会的な介入は不可欠であり、医療者の支援は欠かせない。

謝辞および開示事項：ご意見をいただきました埼玉県職員多田道之氏、全国の子どもの食堂に関する資料を提供いただきましたNPO法人全国子ども食堂支援センター むすびえに深謝いたします。なお、本研究で使用した資料の第三者への提供は禁じられておりますので、資料の入手については、直接NPO法人 むすびえにお問い合わせください。本研究は文部科学省「特色ある共同研究拠点の整備の推進事業」(JPMXP0619217850)の助成を受けたものです。

[COI 開示] 本論文に関して筆者に開示すべき COI 状態はない

文 献

- 1) unicef：世界子供白書 2021—表5 青少年の保健指標。 https://www.unicef.or.jp/sowc/pdf/UNICEF_SOWC_2021_table5.pdf (2023年1月12日閲覧)
- 2) 厚生労働省：令和3年人口動態統計。上巻 死亡 第5.17表。 <https://www.e-stat.go.jp/stat-search/file-download?statInfId=000032235948&fileKind=1> (2023年1月12日閲覧)
- 3) 内閣府：令和3年版 子供・若者白書。第3章 第3節 子供・若者の被害防止・保護。 https://www8.cao.go.jp/youth/whitepaper/r03honpen/s3_3.html (2023年1月12日閲覧)
- 4) NPO 法人全国子ども食堂支援センター むすびえ：子ども食堂について。 <https://musubie.org/kodomosyokudo/> (2023年1月12日閲覧)
- 5) 江原 朗：同一都道府県内における「子ども食堂」の偏在および開催形態の違いについて—広島県をモデルとして。日医雑誌 2022；151：1239-1243。
- 6) 総務省統計局：令和2年国勢調査。人口等基本集計。第2-7表 男女、年齢（5歳階級及び3区分）、国籍総数か日本人別人口、平均年齢、年齢中位数及び人口構成比〔年齢別〕。 <https://www.e-stat.go.jp/stat-search/file-download?statInfId=000032142410&fileKind=0> (2023年1月12日閲覧)
- 7) 総務省統計局：令和2年国勢調査。人口等基本集計。表9-2-1 世帯の家族類型、世帯員の年齢による世帯の種類別一般世帯人員。 <https://www.e-stat.go.jp/dbview?sid=0003445266> (2023年1月12日閲覧)
- 8) 総務省統計局：令和2年国勢調査。第15表 男女、年齢（5歳階級）、配偶関係、居住期間別人口—全国、都道府県、市区町村：総数（男女）。 <https://www.e-stat.go.jp/stat-search/file-download?statInfId=000032168641&fileKind=0> (2023年1月12日閲覧)
- 9) 総務省統計局：2019年全国家計構造調査。年間収入・資産分布等に関する結果。第41-0表 経済圏・15万以上市、世帯の種類（3区分）、年間収入階級（44区分）別世帯数—経済圏・15万以上市。 <https://www.e-stat.go.jp/stat-search/file-download?statInfId=000032133958&fileKind=0> (2022年9月9日閲覧)
- 10) 厚生労働省：2019年 国民生活基礎調査の概況。II 各種世帯の所得等の状況。 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa19/dl/03.pdf> (2023年1月12日閲覧)
- 11) 農林水産省：子ども食堂と連携した地域における食育の推進。 <https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/kodomosyokudo.html> (2023年1月12日閲覧)

受付日 2022年12月15日

連絡先 〒739-2695 東広島市黒瀬学園台555-36
広島国際大学健康科学部医療経営学科
江原 朗